2026年11月12日

各　位

会 社 名　　曙ブレーキ工業株式会社
代表者名　　代表取締役社長　ＣＥＯ　長岡　宏
（コード番号：7238　東証プライム）
問合せ先　　経理部長　小野崎　正史
（TEL．03－5299－7629）

# 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る<br>財務上の特約に定める事由の発生及び金融機関による権利放棄の合意に関するお知らせ

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について、2026年11月12日付で、財務上の特約に定める事由が発生したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、米国１工場化後の供給責任を果たすための在庫積増しに伴う棚卸資産の増加及び中小受託取引適正化法の施行に伴う手形廃止への対応による一時的な運転資本の増加を主な要因とするものであります。

なお、当社は、これに先立ち、2026年11月６日付で、借入先金融機関より、2026年９月30日に終了する関連対象期間について、当該財務上の特約に定める事由の発生に伴う債務不履行事由又は期限の利益喪失事由についての権利放棄の合意を受けております。

また、2026年12月31日に終了する関連対象期間についても、同様の事由の発生が見込まれるため、同様の権利放棄の合意を受けております。

１．当該金銭消費貸借契約の内容

| | | |
|---|---|---|
| （１） | 金銭消費貸借契約の締　　結　　日 | 2024年６月14日 |
| （２） | 相手方の属性 | ドイツ銀行東京支店をアレンジャー兼エージェントとするシンジケート団（計８社） |
| （３） | 債務の元本 | 32,000百万円 |
| （４） | 弁済期限 | 2029年６月末日 |
| （５） | 担保の内容 | 土地、建物、機械装置並びに関係会社株式及び関係会社短期貸付金等 |

２．財務上の特約の内容及び財務上の特約に定める事由の発生並びに当該事由の発生に係る権利放棄の合意

（１）財務上の特約の内容

デットサービスカバー比率（2026年６月末日以降の各参照期間(2024年６月末日から2029年３月末日までの各四半期末に終了する12ヶ月の各期間をいう。以下同じ。)の当社グループのEBITDAを基礎として本契約に基づき算定されるキャッシュ・フローの額の当該各参照期間における本契約に基づき算定される当社グループによる元利金返済等の額に対する割合をいう。）：1.05倍以上

（２）財務上の特約に定める事由の発生

2026年９月30日に終了する関連対象期間のデットサービスカバー比率を算定した結果、2026年11月12日に上記基準値を下回ることが確認されたため、財務上の特約に定める事由が発生いたしました。

（３）当該事由の発生に係る権利放棄の合意

当社は、2026年９月30日に終了する関連対象期間の当該比率が上記基準値を下回ることを見込んでいたことから、借入先金融機関と協議を行い、当該比率の確定に先立つ2026年11月６日付で、当該借入先金融機関から、当該関連対象期間に関して、当該財務上の特約に定める事由の発生に伴う債務不履行事由又は期限の利益喪失事由についての権利放棄の合意を受けております。

また、2026年12月31日に終了する関連対象期間についても、当該比率が上記基準値を下回ることが見込まれるため、同様の権利放棄の合意を受けております。

３．今後の見通し

上記のとおり、当社は、2026年９月30日及び2026年12月31日に終了する各関連対象期間について、借入先金融機関から当該財務上の特約に定める事由の発生に伴う債務不履行事由又は期限の利益喪失事由についての権利放棄の合意を受けております。したがって、現時点において、本件が当社グループの資金繰り及び事業継続に重大な影響を及ぼすものではないと判断しております。

本件の主な要因は、米国１工場化後の供給責任を果たすための在庫積増しに伴う棚卸資産の増加及び中小受託取引適正化法の施行に伴う手形廃止への対応による一時的な運転資本の増加であります。

2027年３月31日以降に終了する関連対象期間についても、財務上の特約に定める基準を充足するために、今後、北米在庫の段階的な削減及び運転資本の正常化を進めてまいります。

なお、2027年３月期の連結業績予想への影響はありません。

以　上